

Ⅱ 災害時におけるペット対策について

動物愛護管理対策会議

* 目的

動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、人と動物の共生するまちづくりのため、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討する（平成28年2月1日第1回開催）

* 委員（8人）

- ・ 船橋市自治会連合協議会からの推薦者（2人）
- ・ 京葉地域獣医師会からの推薦者（1人）
- ・ 動物愛護団体からの推薦者（2人）
- ・ 千葉県弁護士会京葉支部からの推薦者（1人）
- ・ 市民公募者（2人）

* これまでの主な協議事項

- ・ 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について
- ・ 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」の作成について
- ・ 災害時等における動物愛護指導センターの役割について等

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）

* 平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定した。

平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえ、災害時により適切な対策が講じられるようにするため、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を改訂し、「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成30年3月に発行した。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）において、「人とペットの災害対策ガイドライン」の記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること等が記載されている。



船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（令和3年7月）

災害対策

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守れるのは飼い主だけです。まず飼い主が無事であること、そして避難する場合にはペットと一緒に避難場所に避難すること（同行避難）が基本です。ともに安全に避難でき、避難場所で安心して過ごすためには、日頃からの備えが大切です（条例第5条第5項）。

避難所へは動物が嫌いな人や動物の毛などによるアレルギーを持つ人なども避難します。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃からしつけを含めた準備をしておくことも必要です。

- 迷子札の装着
- 災害時に必要な健康管理としつけ
- 災害時に持ち出す物
- 避難にあたって



災害対応における基本的な視点

- 災害時のペットに関する対応は飼い主による「自助」が基本
 - 「自助」：自分とペットの身は自分で守ることが必要
 - 「共助」：近隣住民や飼い主同士の助け合い、広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い
 - 「公助」：行政機関などによる支援

飼い主が災害でペットを守るための重点事項

1. 飼い主が自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる
2. 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、もっとも有効な災害対策
3. 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意して、ペットとともに避難する

（「人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞（環境省）」から引用）

同行避難の考え方

災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも考慮が必要である。

東日本大震災等では、不妊去勢手術がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系等に影響を与える等の恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした問題を軽減するためにも、災害時のペットの同行避難の体制を整えることに努めており、本市では、原則として各小中学校など避難所でのペットの同行避難を可能としている。

＜飼い主が行うべき対策の例＞

飼い主への周知啓発が重要！

（平常時）

- 迷子札の装着
犬の鑑札・迷子札・マイクロチップの装着
- 災害時に必要な健康管理としつけ
普段から、健康状態に注意する・動物の体を清潔に保つ・予防接種・ノミなどの外部寄生虫の駆除・ケージに入り、その中で静かに落ち着いていられる・決められた場所で排せつできる
- 災害時に持ち出すもの
ペットのための避難用品は、避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品と共に保管する
- 避難にあたって
ペットを連れての同行避難が基本、ケージを用意し、避難所ではケージで生活できるようにする

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（抜粋）

船橋市におけるペットの災害対策のこれまで

年度	取組み
平成28年	市総合防災訓練にてペットの同行避難訓練を実施
平成30年	<u>京葉地域獣医師会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」を締結</u>
令和元年	京葉地域獣医師会と協定に基づく意見交換会を開催（今年度までに全8回開催） 市立学校におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保
令和2年	京葉地域獣医師会と災害時対応訓練（机上訓練）を実施 （市総合防災訓練に併せて実施）
令和3年	市内公民館におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保
令和4年～令和6年	船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動マニュアルを策定

市総合防災訓練におけるペットの同行避難訓練

市総合防災訓練に合わせて市内小中学校で避難所運営訓練が行われる。
避難所運営訓練の一つとしてペットの同行避難訓練が行われる。

同行避難訓練：毎年実施 令和6年度 船橋市立七林小学校（令和6年11月24日）

【避難所運営訓練 風景】

● ペット同行避難訓練

実施項目：シェイクアウト訓練終了後、避難者役となる者が会場までペット同行の避難訓練を実施する。訓練会場到着後、一時的にペット受入場所にペットを係留する。



● ペット受入訓練

実施項目：避難所開設運営訓練開始後、ペット受付にて、避難所ペット登録台帳の記載を行い、受付方法の確認をする。



● 講話・デモンストレーション

実施項目：ペットの災害対策や、避難所でのペット受入に係る留意事項についての講話を実施し、運営委員や避難者役の方へ周知する。



災害時等における動物愛護指導センターの役割

平常時

- ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
（京葉地域獣医師会と協定に基づいて連携）
- 情報の収集及び共有方法の検討
- 指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受入れ対策に関して、関係部署等との調整
- 必要物資の備蓄・更新

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）から抜粋）

災害時等における動物愛護指導センターの役割

災害発生時の初動対応

- 被災者対応
- 被害状況の把握
- 動物救護本部等の設置の検討
- 飼い主（ペットの飼養者）への支援
- ペットに関する情報の一元化
- 負傷動物・放浪動物等の保護が必要な動物への対応
- 関係団体等との連絡調整及び支援要請

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）から抜粋）

災害時等における動物愛護指導センターの役割

発災後1～2日以降

- ・ ペットに関する相談窓口の設置と運営
- ・ 飼い主への支援（飼養相談・物資の提供・健康管理等）
- ・ 負傷動物の救護
- ・ 放浪動物の保護・収容
- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ・ 飼い主への返還
- ・ 新しい飼い主への譲渡
- ・ 必要に応じ、動物救護施設を設置・運営
- ・ 専門ボランティアの受入れ
- ・ 広域連携による一時預かり、譲渡

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）から抜粋）

動物愛護指導センターの業務の整理 (平時と災害発生時)

平常時にのみ行う業務	平常時及び災害発生時に行う業務	災害発生時に発生する業務
● 狂犬病予防集合注射の実施 ● 動物愛護普及イベント ● 犬、猫のしつけ方教室 ● 飼い主のいない猫の不妊手術事業	● 狂犬病予防法に基づく登録等の事務 ● 動物取扱業関係業務 ● 特定動物関係業務 ● ボランティアの受け入れ ● 野犬等の捕獲、抑留及び処分業務 ● 負傷動物の収容業務 ● 犬、猫の引取り業務 ● 犬、猫の逸走、保護情報の受付及び情報提供 ● 犬、猫の譲渡事業 ● こう傷事故に関する事務 ● 犬、猫に関する苦情処理業務 ● 動物の相談事業	● 動物救護本部等の設置 ● 放浪している所有者明示のある猫の収容 ● 広域譲渡 ● 避難所での相談業務 ● 巡回での相談業務 ● 飼い主への支援（物資提供等）

平常時及び災害発生時に行う業務フロー

平常時にのみ行う業務	平常時及び災害発生時に行う業務	災害発生時に発生する業務
● 狂犬病予防集合注射の実施 ● 動物愛護普及イベント ● 犬、猫のしつけ方教室 ● 飼い主のいない猫の不妊手術事業	● 狂犬病予防法に基づく登録等の事務 ● 動物取扱業関係業務 ● 特定動物関係業務	
③	● ボランティアの受け入れ ● 野犬等の捕獲、抑留及び処分業務 ● 負傷動物の収容業務 ● 犬、猫の引取り業務 ● 犬、猫の逸走、保護情報の受付及び情報提供	● 動物救護本部等の設置 ● 放浪している所有者明示のある猫の収容
①		
②	● 犬、猫の譲渡事業 ● こう傷事故に関する事務 ● 犬、猫に関する苦情処理業務 ● 動物の相談事業	● 広域譲渡 ● 避難所での相談業務 ● 巡回での相談業務 ● 飼い主への支援（物資提供等）

現状と課題

* 【現在対応できていること】

- 同行避難場所の確保
- 京葉地域獣医師会との協定（避難所巡回、センター収容動物の一時預かり）
- 災害対策に関する啓発事業（リーフレットの作成、パネル展の開催等）
- 災害対策に関するハンドブックの改正

* 【今後の課題】

- 千葉県動物救護本部と船橋市の役割等の整理
- 発災直後のセンター職員の人員不足
- センター職員の放浪動物の捕獲技術不足
- センター以外の動物の保管場所の確保
- ボランティアの受け入れ体制の整備
- 動物用品の備蓄
- 近隣自治体との連携体制
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備